

## 家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成19年3月22日(木) 午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京家庭裁判所家事調停委員 中 村 智

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉 原 正 夫

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒 井 史 男

東京保護観察所観察第三課長 岸 規 子

国立大学法人千葉大学大学院専門法務研究科教授 後 藤 弘 子

愛光女子学園長 永 井 君 子

東京地方検察庁刑事部長 渡 邊 徳 昭

(3) 学識経験者等委員

元共同通信社編集局編集委員 野 村 満 利

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀 川 末 子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関 澤 潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山 下 正 祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所長 門 口 正 人

東京家庭裁判所家事部所長代行者 佃 浩 一

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八 木 正 一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 大 谷 敏 也

|                   |      |
|-------------------|------|
| 東京家庭裁判所家事首席書記官    | 碓井久雄 |
| 東京家庭裁判所少年首席書記官    | 寺田幸治 |
| 東京家庭裁判所事務局長       | 中井憲一 |
| 東京家庭裁判所事務局総務課長    | 川端素子 |
| 東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐 | 宮手篤  |

(7) 説明者

|                 |      |
|-----------------|------|
| 東京家庭裁判所家事調停官    | 紙子達子 |
| 東京家庭裁判所家事調停委員   | 宮野保  |
| 東京家庭裁判所家事部所長代行者 | 佃浩一  |

4 議事

(1) 新委員あいさつ

(2) 委員長転出に伴う新委員長の選出

委員長代理が議長として司会進行し、家庭裁判所委員会規則第6条1項により、各委員の互選により、門口東京家庭裁判所長が委員長に選出された。

(3) 「家事調停官制度」について

(家事部所長代行者)

ア 家事調停官制度を説明するにあたり、家事事件について、裁判所発行のリーフレット「家事事件のしおり」を参考に、事件の基本的な流れ、事件の種ごとににかかる費用（申立手数料）、各事件を管轄する裁判所等を説明した。

次に、家事事件の特徴として、①取り扱う事件の内容が夫婦、親子あるいは親族等といったプライバシー性が非常に高いこと、②本人自身が決定決断する部分が多く、その事件の当事者すなわち申立人及び相手方各本人の出頭が要請されること、③申立費用が比較的安いこと、④家事事件の多くは、非公開の手続で進められるが、これは、家庭の平和あるいは健全な親族共同体の維持を図るという面から公開の手続では望ましくないと考えられていることが理由である旨を説明した。

イ 家事事件について説明後、家事調停官が関わる家事調停事件について簡単な説明をした。調停事件は、家事審判官又は家事調停官と2人以上の家事調停委員で構成される調停委員会が、双方に事情を尋ね、意見を聞き、妥当な解決を図るという手続である。

ウ 家事調停事件の統計についてみると、全国的には、新受件数は平成15年の約13万6000件をピークにその後は横ばい状態となっている。

平成16年の全国の新受件数は約13万3000件であるが、そのうちの約1割にあたる1万3600件程度が、八王子支部を含む東京家裁の新受件数である。種類別では、申立ての最も多いのが、夫婦関係調整事件の約5800件で、申立件数の43パーセントにあたる。以下、申立ての多い順にあげると、子の監護に関する処分事件が約1900件、遺産分割事件が1300件となっている。

平成16年の調停事件の終局についてみると、東京家裁では約1万3400件の事件が終了しており、その区分を多い順にあげると、調停成立が約6200件で46パーセントにあたり、以下順に、取下げが3850件で約29パーセント、調停不成立が約2600件で19パーセントである。

エ なぜ、家事審判官すなわち裁判官に代わって家事調停官が入ることになったかを説明する。

それは、平成13年6月、司法制度改革審議会が内閣に意見を提出したところからこの制度が始まることになったと考える。ここでは、判事の供給源の多様化、多元化について、日弁連と最高裁が協議連携を進めることによって、継続的に弁護士任官を実効性のあるものにするという提言がされている。その後、民事調停事件、家事調停事件の分野で非常勤裁判官を導入する方向で検討がなされ、最終的には、平成15年7月25日に、法律第128号が公布されて調停官制度が創設された。

近時の社会情勢の変化に伴い、複雑困難な調停事件が増加している。その

中で、今後も時代のニーズに応じて調停制度を実効的に機能させていくため、弁護士の有する多様な知識経験、あるいは専門性を調停に活かすことによって、紛争解決機能が充実強化できると思っている。今年の2月には、日経新聞に「多士済々弁護士任官」という見出しで、弁護士任官に関する記事が掲載されており、マスコミからも好意をもって受け入れられていると認識している。

オ 家事調停官の任命等については、家事審判法第26条の2に規定が新設され、5年以上の弁護士の職にあったもののうちから、最高裁が任命することとされおり、その任期については2年間とされ、再任することができることと定められている。現在、東京家裁には11人の調停官が活躍している。

(少年関係委員)

調停官の任命の手続は、基本的に弁護士からなりたい人がなれるのか、それともなってほしい人が任命されるのか。

(家事部所長代行者)

家事審判法では、家事調停官は最高裁が任命するとされているが、その手続は、日弁連から推薦のあった弁護士について、裁判所が面接等を経て任命すると認識している。日弁連からの推薦については、なりたい弁護士なのか、なっ  
てほしい弁護士かは、本日、この後説明される紙子家事調停官にお聞きすることとしたい。

(弁護士委員)

先ほどの説明では触れていないが、家事調停官になるのに年齢制限があったのでないか。

(家事部所長代行者)

明文等の定めはないと思うが、弁護士任官ということを考慮すれば、裁判官の定年間近の弁護士については、事実上の配慮があると思う。

(学識経験者等委員)

この新聞記事を読むと、調停官の数が増えているが、今後もこのペースで増えていくとお考えか。

(家事部所長代行者)

その点については、最高裁において方針を決めていくと考える。

(弁護士委員)

制度の目的が二つあると思うが、一つは弁護士任官のチャンスを広げること、もう一つは、紛争解決機能強化ということだが、先ほどの説明では、弁護士任官が主であるように思えるが、そうか。

(家事部所長代行者)

おっしゃるとおり法制度創設の背景は、弁護士任官が主目的のように思われるが、私ども現場の立場からすると、調停制度の機能の充実強化、こちらが主のように考える。ただ、これは立場の相違、あるいは時代の推移で変わっていくように感じられる。

(弁護士委員)

家事調停官の方にはあたっていないが、民事調停官がする調停は、やはり弁護士は調停に慣れているというか、上手いなあと感じた。弁護士任官とも関係するが、弁護士が裁判官になった後のキャリア裁判官との人事評価の比較、あるいは非常勤裁判官が任官を希望した場合の運用等、そのあたりはどうしているか。

(家事部所長代行者)

東京家裁で弁護士任官した方はいないので、その点については、把握していない。全国的には、2人ぐらいの方が弁護士任官していると記憶している。

(弁護士委員)

一般論として、家事調停事件では、裁判官はその事件がまとまりかけたとき、最後に調停室に入ってきてその事件をまとめ、次の事件に移っていくという実情だと思うが、家事調停官は、調停委員と一緒にあって、事件の進行に関わっ

ていこうという位置付けに感じられるが、その点は、裁判官の役割と変えたということか。

(家事部所長代行者)

この点についても、紙子家事調停官からお話していただけたらと思うが、調停官の方々には、なるべく調停に入っていただくようお願いしている。裁判官も、できるだけ調停に立会うよう努めているが、扱っている事件数が非常に多く、調停室に入る時間が短くなることがある。

(家事調停官)

ア 調停官の制度は平成16年1月から始まったが、その年の1月から、非常勤裁判官として採用になった紙子です。当時、東京家庭裁判所は、5人の家事調停官を採用している。私は、その第一期生ということになるが、現在では、第四期生が採用されている。調停官は皆、この制度の定着を願っている。

イ これまでの職歴、調停官を志望した動機

平成16年に採用されたときは、弁護士経験が30年ほどあり、当時、家事調停委員に任命されていた。調停委員を辞めて調停官になったが、私の場合は、若いときから裁判官になってもいいと思っていたこともあり、自分から志望して調停官になった。年齢制限については、55歳程度までが望ましいと言われており、当時55歳になっていたので、採用されないと思っていた。そういう意味では、最高裁の制度目的に反しているかもしれない。ただ、裁判官になれないとは思っていないし、場合によってはという気持ちはある。これまで3年間調停官をしているが、東京家裁の調停官から任官した人はいない。

弁護士経験が30年あり、おこがましいと思うが、調停を活性化できればという気持ちがあった。採用までの手続は、所属する弁護士会の中に弁護士任官選考委員会があり、そこに申込みをし、その後は、戸籍謄本を提出したり、選考委員会による面接を受ける等して、関東弁護士会、日弁連の推薦も

受け、東京家裁所長等の面接を受けた上で採用された。

#### ウ 職務内容

週に一回、午前9時過ぎから午後5時半ころまで裁判所で勤務している。時には午後6時を過ぎることもある。採用時には、オリエンテーションを1日缶詰状態で受けており、職務専念義務について注意を受けている。たとえば、裁判所に勤務の日は、弁護士会で昼食をとることも差し控えた方がいいと言われた。調停官らも職務専念義務は守ろうと話しており、調停期日は、弁護士としての打ち合わせ、連絡等はしないように注意している。

事件数については、審判官（裁判官）は1日に十数件入っていると思うが、調停官は午前午後3件ずつという最初の取り決めであった。最近では、午前午後4、5件ずつ入れてもらっている。私の場合は、前の週に翌週の事件記録を読んでおき、できる限り調停前に調停委員と評議するようにしている。

調停日当日は、調停委員から「事件の進行についてお願いします。」等と呼ばれて中間評議をしたり、調停委員から呼ばれなくてもできる限り各調停室には入ろうと思っている。調停官制度が始まったころは、呼ばれもしないのに突然調停官が調停室に入り、これまで調停委員に対して話していた当事者が、調停官の方ばかり見て話してしまう等といった苦情が出たこともあった。現在では、調停委員会として、調停委員2人の方と3人で調停事件を進めていくということが実質的にできていると思っている。多くの審判官は、扱っている事件がたくさんあり、事件が成立あるいは不成立のときしか調停室に入らないようであるが、調停室の中で当事者の表情や言っていることが聞ければいいと思っている。

#### エ 少しの問題点

ちょっと問題があると思っている点が二つある。一つは、週一回の勤務であり、次回期日が入りづらいことがある。特に、弁護士が代理人として複数いるときはそうなる。その場合、どうしても期日を入れられないときは、そ

の事件を他の係に替えてもらっている。私の場合は、部長の調停日にしてもらっている。もう一つは、調停調書の作成である。できるだけ即日調書を作るように調停条項は私が作成し、担当書記官には「このように作成してください。」とお願いしているが、条項が長かったり、書記官の方にも意見があったり、また書記官によっても技量があるので、即日作成できないことがある。その場合は、翌日、私の事務所にFAXを送ってもらって処理している。

オ 最後に

調停期日に裁判所に入ると、今でも結構緊張している。弁護士は自分のペースで仕事をし、事務員を自分の思いどおりに動かせるが、裁判所は、やはり組織だと感じている。また、各裁判官に意見をお聞きすると、これがそれぞれ違っていて、紛争については新鮮な感覚を持っていると思うので、私の役にも立っている。

事務所経営とか、厳しいところもあるが、司法改革の一つとして、何とかがんばっていこうと思っている。

(少年関係委員)

裁判所ではどこにいるのか。

(家事調停官)

勤務の日は裁判官室にいる。

(少年関係委員)

調停官が入って、裁判所に影響を与えたと思うところがあるか。

(家事調停官)

調停事件の紛争の解決には役立っていると思うが、裁判所がどのように受け止めているかはわからない。

(少年関係委員)

その点について、裁判所ではどう思っているか。

(家事部所長代行者)



裁判所でアンケートをとっているわけではないが、裁判官から話を聞くと、家事調停官の方々と話をすることは、非常に勉強になると言っている。

(少年関係委員)

家事調停官と裁判官が裁判官室で話をする以外、制度的に会合とか意見換会のようなものはないのか。

(家事調停官)

多分制度的にはないと思う。ただ、その部の昼食会であるとか、書記官や家庭裁判所調査官と打ち合わせをするようなことはしている。

(少年関係委員)

せっかく家事調停官という制度を作ったのだから、そのような場所や機会があればいいのではないか。

(少年関係委員)

上記質問に関係するが、高裁あるいは地裁で、家事関係と民事関係の裁判官研究会とか協議会があると思うが、それには出席していないのか。

(家事調停官)

はっきりと憶えていないが、一度、大勢が出席していた会に出たと思う。

(弁護士委員)

裁判所に聞くが、週に一回の勤務ではあるが、それ以外にも実際は、裁判所に登庁しなければならないのか。その場合は、契約上週一回の勤務なので日当はもらえないのか。

(家事部所長代行者)

週一回の勤務であり、それ以外の日に、正規に来ていただくことは日当等の問題もあって難しいと思う。ただ、調書の最終確認等で裁判所に来ると聞いています。

(少年関係委員)

家事調停官が裁判所に来る週一回の曜日では、当事者が、どうしても次回期

日の都合がつかない場合でも、その曜日でないといけないのか。

(家事調停官)

家事調停官は決められた曜日に期日を入れるよう言われている。

扱っている事件の種類を言い忘れたので付け加える。夫婦関係調整が多いが、他には、親権者変更、婚姻費用の分担事件等をしている。今話題の親子関係不  
存在確認とか婚姻無効等もやらせてもらっている。遺産に関する紛争事件を扱  
ったときは、事件記録が厚かったので勤務日以外に記録を読みに来た。もちろ  
んサービス勤務である。

調停委員から、事件本人よりがんばっている弁護士が代理人となっている事  
件の相談を受けたときがあるが、そのような場合は弁護士をしている調停官の  
方がいい解決が分かると思う。

(弁護士委員)

紙子先生は東京弁護士会で幹事等もしており、多方面で活躍している。先日  
ある女性弁護士から、調停官としても活躍しているという話を聞いたので紹介  
させていただく。それは、デッドロックに乗り上げたような事件があつて、ど  
うにもならないと思っていたのに、紙子調停官が調停室に入ってきて、的確な  
進行をしていただき、双方が譲歩し合つて解決できたという事件があつたと聞  
いた。東京弁護士会から、いわば家事調停官第一期生として活躍していること  
をうれしくもあり誇らしく感じている。

(家事調停委員)

ア 家事調停委員に求められている役割について述べる。調停は調停委員会が  
主催しており、調停委員会は、裁判官または調停官である審判官、並びに男  
女各1名の調停委員で構成されている。私ども調停委員は、当事者双方が合  
意に向けて十分話し合いができるような土俵作りにあると思っている。

イ サラリーマン時代に言われた「話し上手になるよりも聞き上手になれ。」  
というのが、いかに難しいか感じている。比較的長い期間海外で仕事をして

いた関係で、いろいろな国の宗教、考え方の異なる外国人との接点が多かったのも調停委員に任命していただいた理由と考えている。最近、外国人と日本人との離婚を中心とした申立てが増えている。自己主張の強い方々がままいる。人間関係の機微をいかに柔軟に感じ取って、合意に持っていくかということに苦慮している。

ウ 調停委員から見た裁判官と調停官の相違について述べる。その前に数字をあげると、調停官制度が発足してから3年強になるが、その間、私が担当した事件で調停官が審判官となったものは28件である。今月はこれまで17件の調停事件を担当したが、そのうち調停官の事件は3件であり、今月の事件の2割弱となる。

調停事件は、法律的な判断等をする場合は必ず調停委員は審判官と評議をする。裁判官が審判官の場合、裁判官は担当している事件が非常に多いので、調停委員が主体的に事件を進めることが多いと感じている。ただ、裁判官は書記官と打ち合わせをしており、各調停委員の対応力というか、経験等を把握しているようであり、それによっても評議の程度、深さが違うように思われる。調停委員は調停期日後、その事件の手控え、事件の進行状況をメモにして記録につづっている。裁判官はそのメモから、必要に応じて科学あるいはカウンセリング等の面で家庭裁判所調査官の立会を命じたり、事前評議をしている。一方、家事調停官が審判官の場合は、事前、中間、それから最終と、事件に応じて頻繁に評議している。先ほど、紙子家事調停官から、調停官が突然調停室に入ってきて混乱するときもあったと言われたが、それは違うと思う。調停委員会の主催者である調停官が同席することは、家庭裁判所が当事者にきっちりと対応していることを示すものであると考える。

エ 調停事件以外の話を少しする。調停委員は法律のプロフェッショナルではないため、指導裁判官によるケース研究会とか合同研究会という勉強会をしていただいている。これ以外にも、裁判官の手弁当による勉強会があり、我

々調停委員は、石頭をたたきつつ、うれしい悲鳴を上げながら、調停終了後、夕方2、3時間程度教えていただいている。ときには勉強会終了後、焼鳥屋のようなところで一献ということもあり、裁判官の誠実な人柄に接することができた。紙子家事調停官におかれても、週一回勤務という制限がありながら勉強会を開いていただいたことがあり、大変感謝している。

オ 最後に、調停委員から見た調停官に対する感想等を述べる。これについては、予め調停官と打ち合わせていないことを前置きしておく。調停事件の代理人となっている弁護士の方々が、話し合いによる合意を目指さず、かえって話が相当こじれるという場面がある。こういった場面での調停官のすばらしいお手並みに拍手を送りたい。また、これも先ほど話題になったが、週一回の期日のため、次回期日が指定しづらいときがあるという点である。ただし、この点についてもその事件を他の係に替える等して対応しており、解決できていると思っている。

(少年関係委員)

調停官と裁判官の大きな違いは何か。

(家事調停委員)

やはり、立会と評議の頻度が違うことである。

(少年関係委員)

立会が多いと、どう違うのか。

(家事調停委員)

当事者は調停官と裁判官の区別がついていないと思うが、当事者の反応として、調停委員だけで裁判官(調停官)はいないのかと思っているのではないか。

(家事関係委員)

当事者に対し、「調停官」という立場というか意味を説明しきれていないと感じているか。

(家事調停官)

調停官第一期生であり、当初、裁判所がどういう説明をするか、調停官の中でも話題になった。ある裁判官は裁判官でいいのではという方もいた。最初、調停委員から調停室で説明されたのは、「こちらは弁護士であるが、・・・・・・。」と儀式めいたことをやった覚えがある。このときは、ごく自然に普通にすればいいと思った。現在は調停委員には少なくとも浸透していると思われ、一般の方々にも少しずつ広まっていると思う。

(弁護士委員)

代理人をしていて思うが、裁判官だと相手方代理人がかなり無理なことを言っていると、「困った代理人だ。」と思っているのかもしれないが、調停官だと、「本音は違っていて、こうかな。」と感じていると思う。代理人弁護士としてもキャリア裁判官か調停官なのか分かっている方が協力しやすいと思う。

(少年関係委員)

当事者に対し、「調停官です。」あるいは、「裁判官です。」という説明はないのか。

(弁護士委員)

説明はなかったと思うが、当事者にすれば、裁判官か調停官か分かっていた方がいろいろな面でやりやすいと感じる。

(家事部所長代行者)

どのように説明するかは、弁護士である代理人には、裁判官あるいは調停官と言えば、すぐ分かっていただけだと思う。当事者に対しては、現実に非常勤の裁判官として、職務専念義務があるのだから、裁判官と言って問題ないように思う。いずれにしても、調停室に入ったら、「裁判官です。」、「調停官です。」と名乗っていると認識している。調停室にいる当事者が「この人誰？」とはならないようにしていると思っている。

(弁護士委員)

八王子支部にも調停官はいるのか。

(家事部所長代行者)

本庁だけである。

(弁護士委員)

八王子支部は立川に移転し規模も大きくなるので、支部にも調停官を配置した方がいいと思う。

(4) 次回のテーマについて

次回のテーマとして、「成年後見制度について」が提案され、了承された。

(5) 次回期日等について

今回は平成19年6月26日(火)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。